

平成十三年六月二十六日受領
答 弁 第 八 五 号

内閣衆質一五一第八五号

平成十三年六月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出公共事業の長期計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出公共事業の長期計画に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の塩川財務大臣の答弁は、公共事業については中長期的視点に立った計画的な整備が重要であるという点に異論はないものの、公共事業の長期計画（以下単に「長期計画」という。）の存在等が予算配分の硬直化の一因となっているという各方面からの指摘もあり、長期計画の在り方については見直しを行う必要があるのではないかという認識から行ったものである。

法律に根拠規定を有する長期計画については、見直しの内容いかんでは当該法律の改正を伴うこともあり得、その場合には国会で御審議をしていただかなければならないと考えているが、いずれにしても、長期計画の在り方、見直しの時期等については、長期計画が法律に根拠規定を有するか否かにかかわらず、今後様々な観点から検討しなければならないと考えており、現時点で答弁することは困難である。